

新型コロナウイルス対策における「感染拡大防止対策期」（1月9日～29日）への移行を受けた
学校の対応について
(R3. 1. 13更新)

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、1月9日から香川県の警戒レベルを「感染拡大防止対策期」に引き上げることが決定されました。つきましては、より一層感染症対策の徹底をお願いします。

1 健康観察

- ・朝、自宅で検温と体調確認し、登校後、結果を担任に報告してください。検温を忘れた場合は、教室に入る前に、保健室または職員室で必ず検温してから教室に入ってください。
- ・生徒本人および同居家族に風邪症状が見られ、生徒本人の出席を見合わせる場合は、出席停止となります（学校保健安全法第19条）。

2 換気

- ・教室等においては、気候上可能な限り、常時換気を行います。常時換気が難しい場合は、30分に1回以上数分程度、窓を全開にし、換気を行います。
- ・学校内での保温・防寒目的の衣服着用は、制服着用のルールに沿ってお願いします。

3 参考資料

「学校における感染症予防対策ガイドライン～学校から始める新しい生活様式～2020.8Ver.2」

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2020.12.3 Ver.2」

※今回の警戒レベルの引き上げに伴い、文部科学省が示す学校の行動基準は「レベル2」となります。衛生管理マニュアルを参照する場合は、【レベル2地域】の内容を確認してください。